

日本A I セーフティ・インスティテュートパートナーシップ協定

独立行政法人情報処理推進機構
A I セーフティ・インスティテュート

第1章 総則

第1条 (目的)

本パートナーシップ協定は、統合イノベーション戦略に基づき独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に設置されるA I セーフティ・インスティテュート（以下「A I S I」という。）の活動について、A I の安全性に関して知見を有する国内の関係機関との協力体制を構築するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (パートナーシップの名称)

本パートナーシップ協定に基づくパートナーシップは、「日本A I セーフティ・インスティテュートパートナーシップ（英語名：Japan AI Safety Institute Partnership、略称：J - A I S I Partnership）」と称する。

第3条 (パートナーシップの活動内容)

日本A I セーフティ・インスティテュートパートナーシップ（以下「本パートナーシップ」という。）は、第5条の規定に基づく参画機関との協力の下、A I S I の活動を効果的に推進するため、第7条第2項の規定に基づきA I S I と参画機関との間で合意した範囲において、次の活動を推進する。

- ① A I 安全性に関してA I S I と参画機関が共同で実施する研究及び調査
- ② A I S I が実施する活動に関する参画機関による助言の付与
- ③ 参画機関が実施するA I 安全性に関する活動についてのA I S I への情報提供
- ④ 前各号の取組に関するA I S I 及び参画機関による国内外への情報発信、国内外の関係機関との調整・連携
- ⑤ その他前各号の活動に附帯する活動

第4条 (事務局)

1. 本パートナーシップの事務局はA I S I とし、事務局は、本パートナーシップに係る事務につき、内閣府他関係省庁及びIPA 関係部局の協力を得て処理する。
2. 事務局は、本パートナーシップの運営に係る次の事務を行う。
 - ① 本パートナーシップへの参画申請の確認及び参画機関一覧表の管理
 - ② 本パートナーシップの活動を推進するための全体計画の作成
 - ③ 本パートナーシップに係る参画機関の連携を促進するための調整並びに事業の企画

及び実施

- ④ 本パートナーシップに係る参画機関の活動に対する支援
 - ⑤ 本パートナーシップに係る国内外の関係機関との調整・連携に関する事務
 - ⑥ 本パートナーシップの活動に係る情報発信及び普及啓発
 - ⑦ 第6条に定める運営委員会に関する事務
 - ⑧ その他、本パートナーシップの運営に必要な事務
3. 事務局が行う事務についての私法上の権利及び義務の帰属主体は IPA である。このため、必要に応じて事務局の事務は IPA の名において行われ、これについて IPA は、参画機関からの求めに応じ、必要な説明を行う。

第2章 参画機関

第5条 (参画機関)

1. 次のいずれにも該当する機関は、本パートナーシップの参画機関となることができる。
 - ① 第3条に定める活動に貢献する取組を実施していること
 - ② 本協定に同意していること
 - ③ 府省庁の担当部局から参画に係る推薦を受けた機関又は第14条に定める発起人であること
2. パートナーシップ参画申請書による申請について、申請者が前項各号のいずれにも該当することを事務局が確認した場合、申請者を参画機関とする。
3. 本パートナーシップでは、参画機関からの会費は、徴収しない。
4. 参画機関は、第1項に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合、その資格を失う。
5. 参画機関は、脱退する旨及びその理由を事務局に届け出ることによって、本パートナーシップから脱退することができる。

第3章 運営

第6条 (運営委員会)

1. 本パートナーシップの運営及び第3条の活動の推進に当たっての基本的な方針その他の重要事項については、参画機関、A I S I 及び第4項に基づく別途の定めによって指名される者によって構成する A I S I パートナーシップ運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議を行う。
2. 本パートナーシップに係る運営委員会の審議は、A I 安全性に係る国内外の関係する方針等を踏まえて行う。
3. A I S I は、第3条の活動に係る方針、計画、成果等について、運営委員会に報告を行う。
4. 本協定に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、事務局において参画機関や関係する府省庁と相談の上、別途定める。

第4章 活動の推進

第7条（パートナーシップ事業の登録及び活動情報の発信）

1. 事務局及び参画機関は、A I S I と参画機関が協力して行うことが可能な第3条の活動に係る取組を特定するため、協議を行うものとする。
2. 事務局は、前項の協議を経て参画機関との間で合意した取組について、運営委員会の審議を踏まえ、登録を行う。
3. 事務局が、本パートナーシップ協定に基づき情報発信又は府省庁に対し必要な報告を行うにあたっては、前項において登録を行った取組（以下「パートナーシップ事業」という。）について参画機関から提供された情報をもとに、当該参画機関による取組である旨を明示した上で、これを編集、加工して情報発信又は報告することができる。ただし、参画機関から事務局への情報提供にあたり、両者間で情報の取扱に係る特別な条件を付す場合は、この限りではない。
4. 事務局は、参画機関からの依頼に応じて、パートナーシップ事業の情報発信に関し必要な協力を行う。
5. 参画機関は、他の参画機関が実施主体に含まれるパートナーシップ事業を含め、事務局が広く発信する情報をもとに本パートナーシップの活動を紹介する際には、当該パートナーシップ事業を実施するすべての主体を明示しなければならない。ただし、関連する参画機関及び事務局の間で情報の取扱に係る特別な条件を付す場合は、この限りではない。

第8条（ユニット）

事務局は、運営委員会の審議を踏まえ、パートナーシップ事業の間の調整を促進するため、事業の分類単位として、ユニットを設けることができる。

第9条（調査委員等）

1. 事務局は、参画機関からの依頼に応じて、本パートナーシップに係る活動に携わる参画機関に所属する者に対し、A I S I パートナーシップ調査委員又はA I S I パートナーシップ研究委員（以下「調査委員等」という。）の委嘱を行うことができる。
2. 調査委員等は、A I S I の業務に対し、必要な協力を行う。

第5章 その他

第10条（名称の使用）

1. 参画機関は、本パートナーシップの名称や略称、ロゴ等を使用して、本パートナーシップの参画機関であることを表明することができる。
2. 参画機関は、パートナーシップ事業について、本パートナーシップの名称や略称、ロゴ等を使用して、情報発信を行うことができる。

3. 調査委員等は、A I S I 又は本パートナーシップの名称、略称及びロゴ等並びに第 8 条に定めるユニットの名称等を使用して、本パートナーシップの活動に携わっていることを表明することができる。
4. 前各項の運用にあたり必要な事項は、事務局において定める。
5. 前項に基づき、事務局において必要な事項を定める場合は、運営委員会の審議を踏まえなければならない。ただし、運営委員会の開催が困難な場合は、この限りではない。

第 11 条（知的財産権）

1. 参画機関が本パートナーシップに基づき行う取組により得た著作権等の知的財産権は、当該参画機関に帰属する。ただし、事務局が本パートナーシップに基づき行う取組の過程で生じた著作物の著作権は、本パートナーシップの事務局及びすべての参画機関の共有（以下本条において「パートナーシップに帰属」と表現）とする。
2. パートナーシップに帰属する著作権の管理は、事務局が行う。
3. 著作権がパートナーシップに帰属する著作物については、参画機関は、本パートナーシップの名称等をもって著作権者の表示を行った上で、複製、頒布、展示、実演、公衆送信を行うことができる。
4. 本協定に定めるもののほか、パートナーシップに帰属する著作権の行使及び処分については、事務局において必要な事項を定める。
5. 前項に基づき、事務局において必要な事項を定める場合は、運営委員会の審議を踏まえなければならない。

第 12 条（秘密保持）

1. 事務局及び参画機関は、本パートナーシップの活動を通じて知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
2. 前項に加え、本パートナーシップの活動を円滑に進めるために必要な秘密保持に係る事項については、本協定とは別に、情報の開示及び受領に係る当事者間で秘密保持契約を締結することとする。

第 13 条（協定の改定・廃止）

本協定の改定・廃止については、運営委員会の審議を踏まえ、事務局が参画機関に通知することをもって行う。

第 6 章 附則

第 14 条（発起人）

本協定の発起人は、IPA である。

第 15 条（施行期日）

本協定は、令和 6 年 8 月 6 日から施行する。

日本AIセーフティ・インスティテュートパートナーシップ参画申請書

事務局：AIセーフティ・インスティテュート 行

送付先：aisi-info@ipa.go.jp

申請期限：随時受付

令和〇年〇月〇日

当機関は、日本AIセーフティ・インスティテュートパートナーシップ協定に同意し、AISIの活動に貢献する取組を実施していることからパートナーシップへの参画を申請します。また、本申請書の提出をもって、AISIに対する取組に関する情報提供及びパートナーシップの運営にあたっての当該情報の事務局による活用について許諾し、本活動を通じて知りえた秘密については保持します。

1, 参画機関

参画機関名	
所在地	
代表者名	
代表者役職	

2, 参画部門 ※部門単位で事業登録する場合のみ記載。2, 記載の場合は、3, は記載不要

部門名	
部門責任者名	
部門責任者役職	
所属部署	

3, 参画事業

事業名	
事業責任者名	
事業責任者役職	
所属部署	

4, 取組概要

貢献できる内容	
---------	--

5, 申請担当

申請担当者名	
申請担当者役職	
所属部署	
連絡先 (メール)	
連絡先 (電話)	

以 上

日本AIセーフティ・インスティテュートパートナーシップ参画推薦書

事務局：AIセーフティ・インスティテュート 行

送付先：aisi-info@ipa.go.jp

申請期限：随時受付

令和〇年〇月〇日

以下の機関は、AISIの活動に貢献する取り組みを実施していることからパートナーシップへの参画を推薦します。

・参画機関

参画機関名	
-------	--

・推薦府省庁

府省庁名	
府省庁担当者名	
府省庁担当者役職	
所属部署	

・連絡担当

連絡担当者名	
連絡担当者役職	
所属部署	
連絡先（メール）	
連絡先（電話）	

以 上